



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 廃棄物処理施設の設置の変更許可申請……………
- ……………(環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課)……………

告示

●東京都告示第二百七十八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第百十五号東京都計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成三十年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 杉並区
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画緑地事業第八十六号荻窪二丁目緑地
 三 事業施行期間 平成二十六年二月六日から平成三十年三月三十一日まで
 四 事業地 取用の部分
 変更なし
 使用の部分
 変更なし

●東京都告示第二百七十九号

東京都計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。
 平成三十年三月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 土地区画整理事業の名称 東京都計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内
- 三 事業計画の決定の年月日 平成十八年三月十七日
- 四 事業施行期間 平成十八年三月十七日から平成三十年三月三十一日まで
- 五 変更の内容

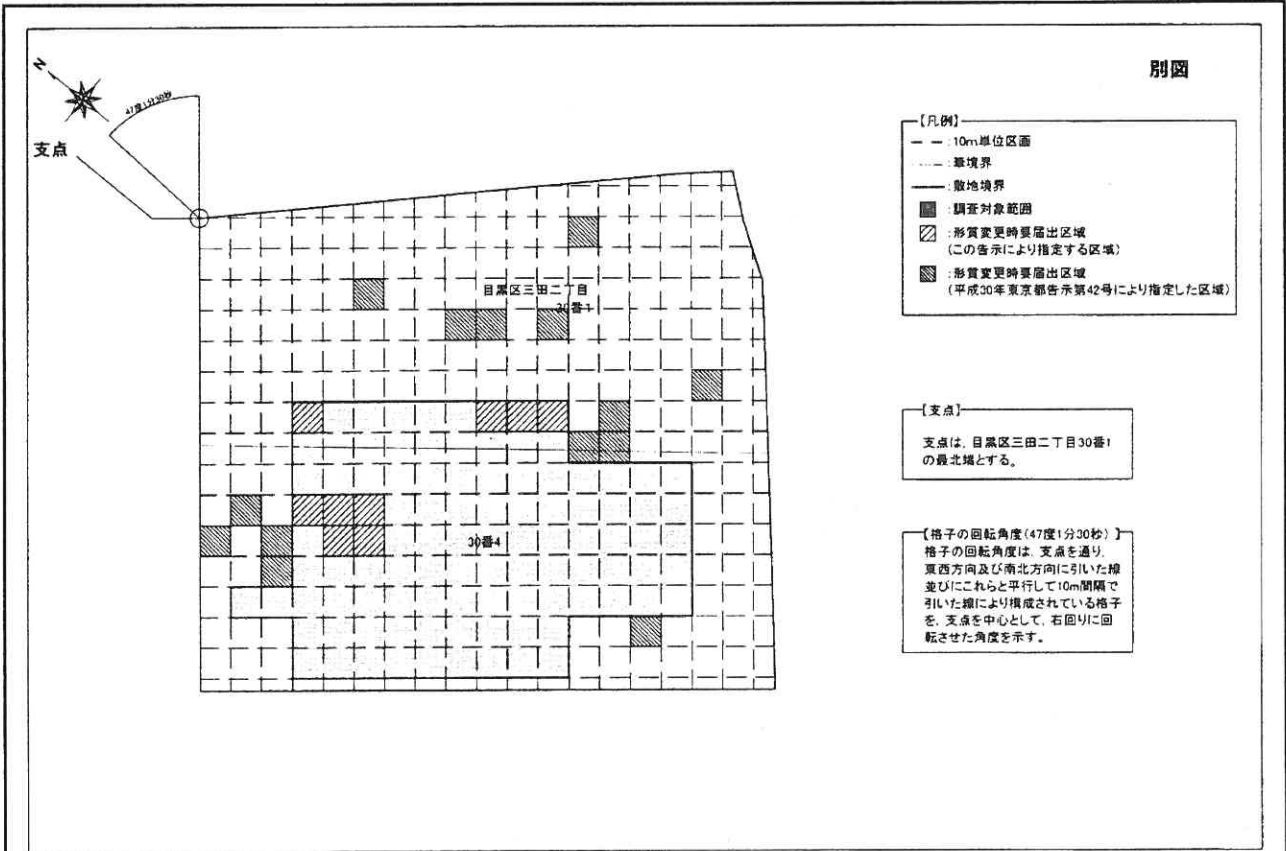
事業施行期間を平成三十一年三月三十一日まで延長する。
 六 変更の年月日 平成三十年三月五日

●東京都告示第二百八十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成三十年三月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(目黒区三田二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第二百八十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月五日

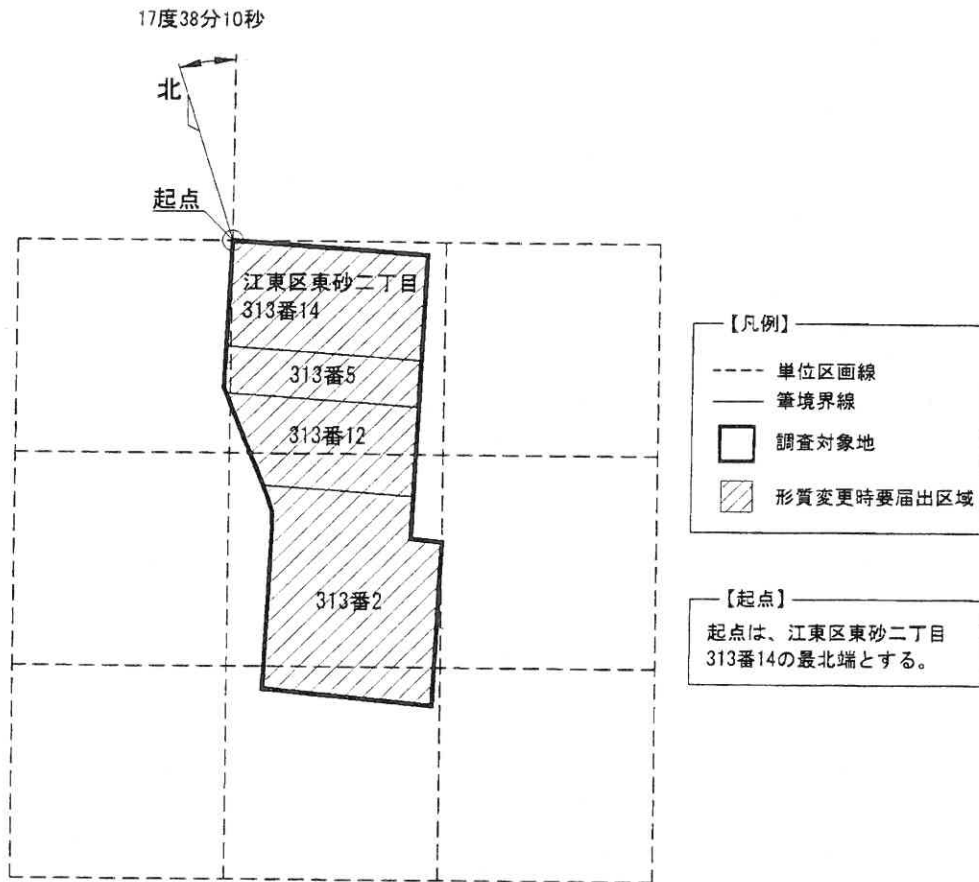
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区東砂二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、クロロエチレン、テトラクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度(17度38分10秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百八十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更及び法第十五条の二の六第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更について、許可の申請があったので、法第九条第二項において準用する法第八条第四項の規定及び法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月五日

東京都知事 小池 百合子

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

東京都

知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

江東区青海三丁目地先

三 廃棄物処理施設の種類

(一) 一般廃棄物処理施設の種類

最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「施行令」という。）第五条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所）

(二) 産業廃棄物処理施設の種類の

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………一
(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………三
(同)……………三
- 保安林の皆伐面積の残存許容限度……………四
(産業労働局農林水産部森林課)……………四

公告

- 平成三十年度職業訓練指導員試験の実施……………五
(産業労働局雇用就業部能力開発課)……………五
 - 平成三十年度技能検定の後期実施……………七
(同)……………七
 - 平成三十年度技能検定二級の随時実施……………九
(同)……………九
- 雑報
- 平成二十九年年度決算の要旨……………一〇
(東京都市町村職員共済組合)……………一〇

告示

- 東京都告示第千二百六十号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第九百六号

により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月三日

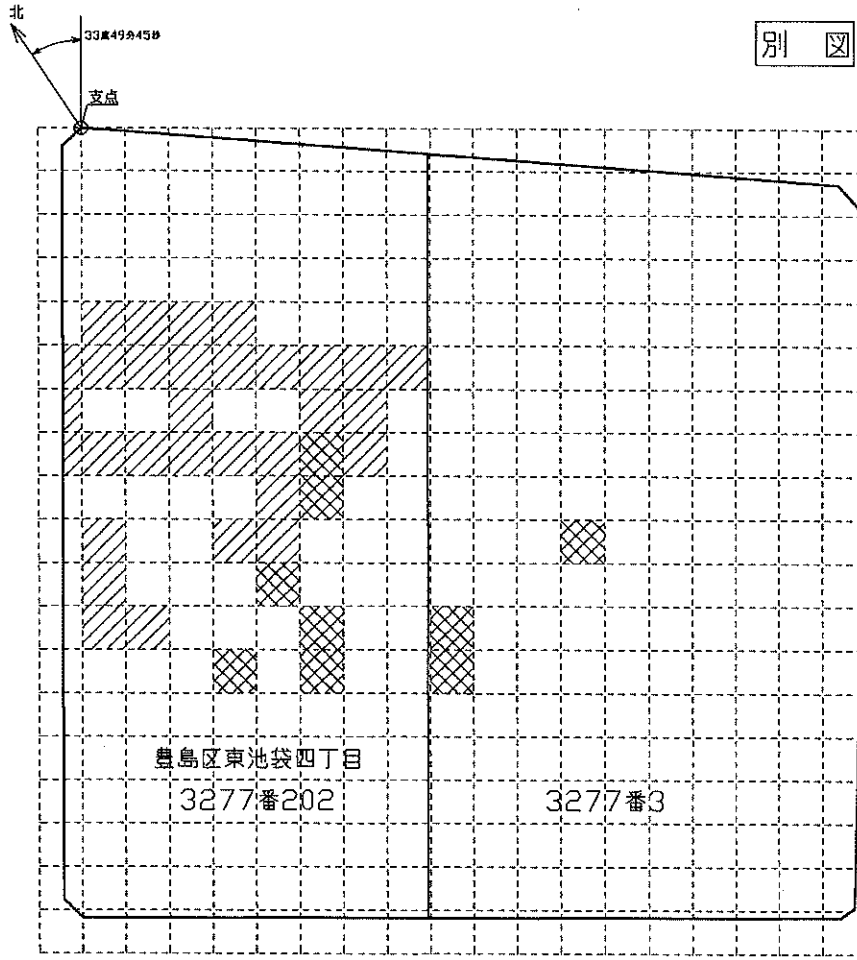
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(豊島区東池袋四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



別 図

【凡 例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第906号により指定した区域)

【支点】

支点は、豊島区東池袋四丁目3277番202の最北端とする。

【格子の回転角度(33度49分45秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百六十一号

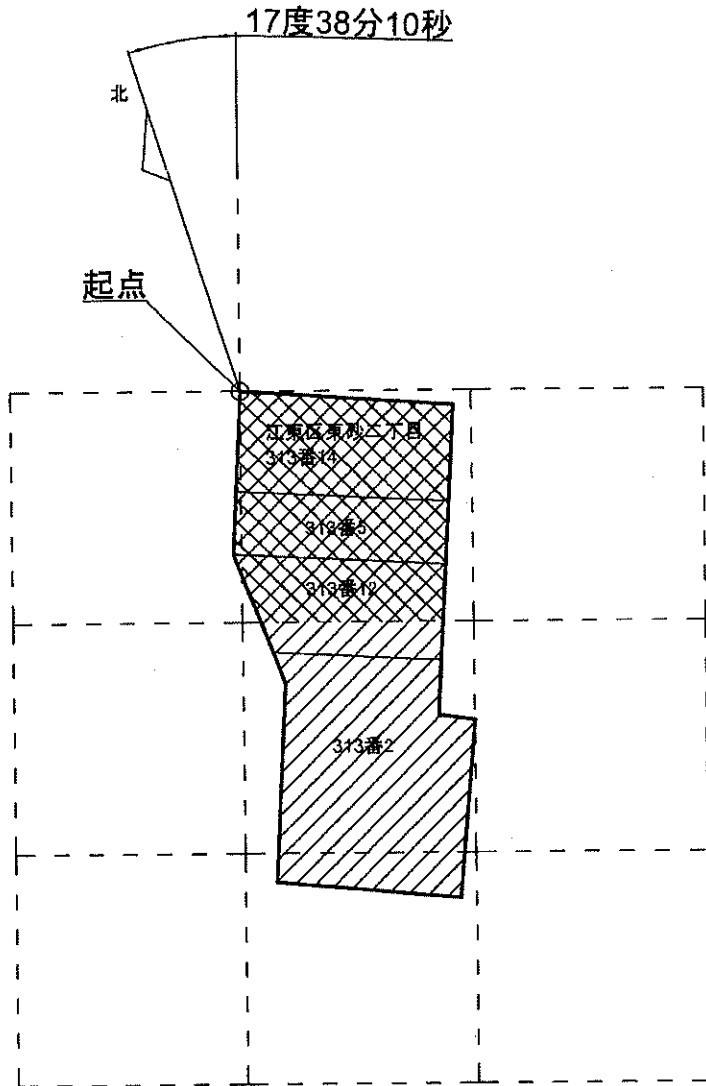
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千二百八十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区東砂二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【凡例】
- - - 単位区画線
 - 筆境界線
 - ▭ 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域(平成30年東京都告示第281号により指定した区域)
 - ▩ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、江東区東砂二丁目313番14の最北端とする。

【格子の回転角度(17度38分10秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

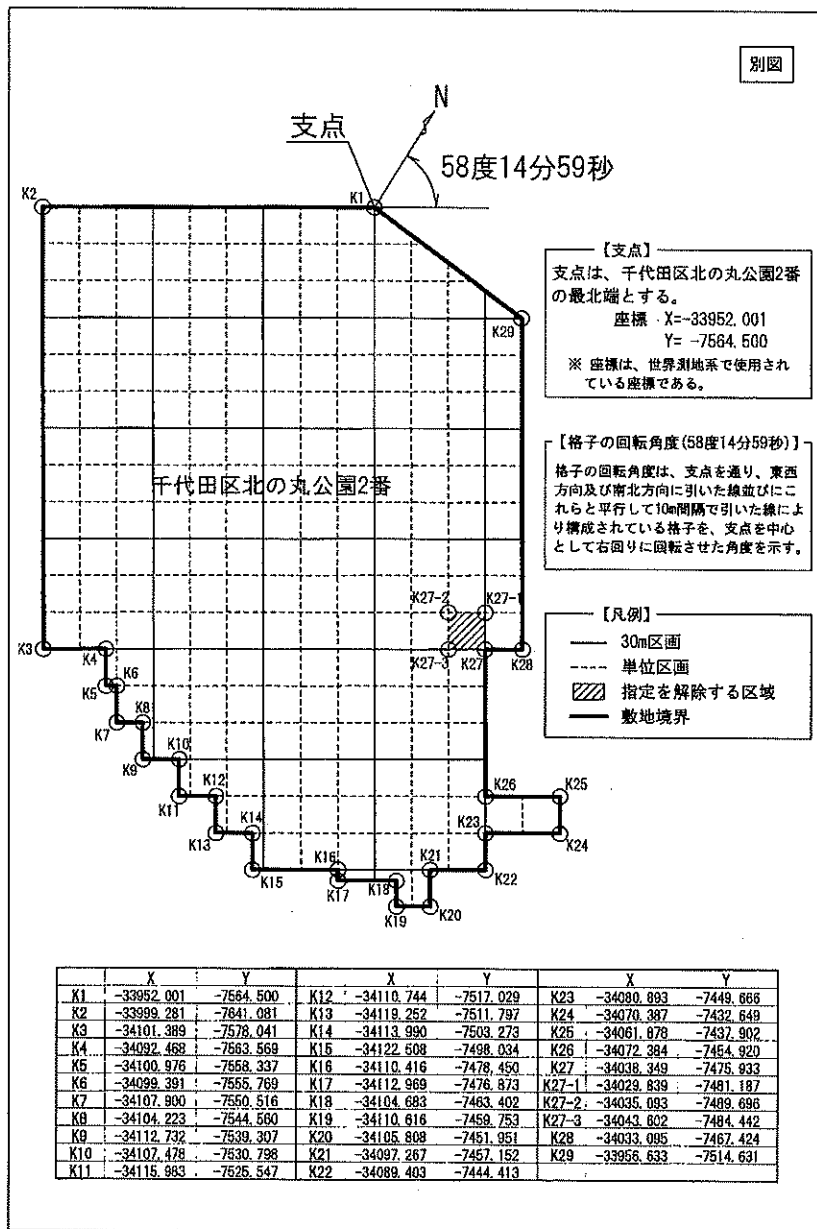
●東京都告示第千二百六十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千九十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(千代田区北の丸公園地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千二百六十三号
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四
条の二第四項に規定する平成三十一年三月三十一日までに
伐採することができる保安林の皆伐面積の残存許容限度を、
同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年九月三日
東京都知事 小池 百合子

保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の残存許容限度(ヘクタール)
水源涵養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六四五・八二
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二四〇・二九
	浅川	八王子市の区域	八一・九一
	計		九六八・〇二
土砂流出防備保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	五一・二〇
	秋川	あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一三・六〇
	浅川	八王子市及び町田市の区域	一一・三〇
	大島	神津島村の区域	〇・五〇
	八丈島	八丈島八丈町の区域	八一・五四
	計		一五九・一四